

令和4年12月16日

保護者様

インフルエンザ罹患後の療養報告について

若竹保育園
園長 門倉龍仁

お子さんは、インフルエンザのため、他の人に感染させる恐れのある期間に配慮し、子どもの病状が園における集団生活に支障がない状態に回復してから登園していただくようお願いします。インフルエンザの登園再開のめやすは下記のとおりです。

<インフルエンザの登園再開のめやす>

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること。」

登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、園へ提出をお願いします。(なお、医師の診断により5日を経過せず登園が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。)

保護者が記入

若竹保育園 園長様

インフルエンザにおける療養報告書

組 氏名 _____

1 診断を受けた医療機関：_____

2 診断日：令和 年 月 日 (診断型：A型 B型 不明) ※いずれかに○をつけてください。

3 登園再開日：令和 年 月 日

(登園再開には下記の「登園再開のめやす」1と2の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

登園再開のめやす	
1	発熱等の症状が出た日(発症日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて3日を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

群馬県医師会
群馬県教育委員会

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいたしました。令和2年から令和3年におけるインフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校への提出書類を保護者が記入する表面の「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登校が可能になった場合は、治癒証明書が必要となります。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登校可能予定日を確認
- (2) 速やかに学校に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、学校に提出

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」

- ※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。
- ※ 「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表

発症後日数		0(発症日)	1	2	3	4	5	6	7	8日目			
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱					登校可能					
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱									
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱								
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱							
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱					解熱						

※「発症した後5日」、「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。